

平成 29 年第 1 回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 参 考 資 料

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

議案第 1 号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 2 号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	7
議案第 3 号	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	11
議案第 4 号	平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）	29
議案第 5 号	平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 2 号）	33
議案第 6 号 議案第 7 号	平成29年度予算の概要について	35
議案第 8 号	第 3 次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定につい て	43

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部改正により育児及び介護の支援のための規定が整備されたことに伴い、これと同様の改正をするほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正により里親に係る規定が整理されることに伴う用語の整理その他所要の改正をするもの。

2 改正内容

- (1) 育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、対象となる子に次に掲げる子を加える。
 - ア 特別養子縁組の成立のために試行的に監護している子
 - イ 養子縁組里親（養子縁組を希望する里親）に委託されている子
 - ウ ア及びイに準ずる子として規則で定める子
- (2) 介護を行う職員について、時間外勤務をさせてはならないこととする。
- (3) 介護休暇の分割取得を可能とし、通算して 6 月以内の期間を、3 回を上限に分割して取得することができることとする。
- (4) 無給の休暇として介護時間を創設し、介護のため、3 年の期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で勤務しないことができることとする。
- (5) 条項の移動及び用語の整理がされる児童福祉法の里親に係る規定を引用する条項等について、用語の整理をする。

3 施行日

公布の日

(参考資料)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正
(時間外勤務代休時間) 第7条の2 任命権者は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年広域連合条例第21号。第15条第3項において「給与条例」という。)第17条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条第1項において「勤務日等」という。)のうち第10条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子の<u>ある職員</u>(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。	(時間外勤務代休時間) 第7条の2 任命権者は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年広域連合条例第21号。第15条第3項及び<u>第15条の2第3項</u>において「給与条例」という。)第17条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条第1項において「勤務日等」という。)のうち第10条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))

ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある職員

(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について

において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この条において「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における
休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々について介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 (略)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における
休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における
休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認) 第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)及び介護休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。	3 <u>介護時間については、給与条例第25条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u> (病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認) 第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。
---	---

(附則)

第1条 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

第2条 改正前の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、施行日において当該介護休暇の初日(以下この条において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

第3条 施行日から平成29年3月31日までの間は、第8条第1項及び第4項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 概要

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正により育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象として下記に掲げる子が追加されたことに伴い、対象となる子の追加及び再度の育児休業等ができる場合の整理をするほか、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 17 号。以下「勤務時間条例」という。）の一部改正による介護時間の創設に伴い、部分休業と介護時間との調整をするもの。

記

- (1) 特別養子縁組の成立のために試行的に監護している子
- (2) 養子縁組里親（養子縁組を希望する里親）に委託されている子
- (3) 前 2 号に準ずる子として条例で定める子

2 改正内容

- (1) 前記 1 (3) の「前 2 号に準ずる子として条例で定める子」として、養子縁組里親となることを希望するものの、子の親権者又は未成年後見人の反対により、養育里親（養子縁組を希望しない里親）となった職員に委託されている子を対象に加える。
- (2) 同一の子について再度の育児休業ができる場合を追加し、前記 1 の各号に掲げる子についての育児休業が特別養子縁組の不成立により、又は養子縁組が成立することなく里親への委託が解除されたことにより終了した場合には、当該育児休業の開始により終了した別の子についての育児休業について、再度育児休業ができることとする。
- (3) 同一の子について育児短時間勤務終了後 1 年以内の再度の育児短時間勤務ができる場合についても、再度の育児休業ができる場合と同様の内容を加える。
- (4) この条例に規定する部分休業と勤務時間条例に規定する介護時間を同日に取得する場合には、部分休業は、介護時間を減じた時間とする。

3 施行日

公布の日

(参考資料)

職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正
(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) <u>第2条の2 (略)</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなったこと。</u>	<u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u> <u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。 (育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) <u>第2条の3 (略)</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 同左 (1) <u>育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u> <u>ア 死亡した場合</u> <u>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u> (2) <u>育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休</u>

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 同左

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消され

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年広域連合条例第17号)第4条第1項の規定の適用を受ける職員で、次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)

(1)及び(2) (略)

(部分休業の承認)

第18条 (略)

2 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成19年広域連合規則第11号)第21条第1項第8号に掲げる原因に基づく特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(附則)

この条例は、公布の日から施行する。

た後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年広域連合条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員で、次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)

(1)及び(2) (略)

(部分休業の承認)

第18条 (略)

2 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成19年広域連合規則第11号)第21条第1項第8号に掲げる原因に基づく特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 概要

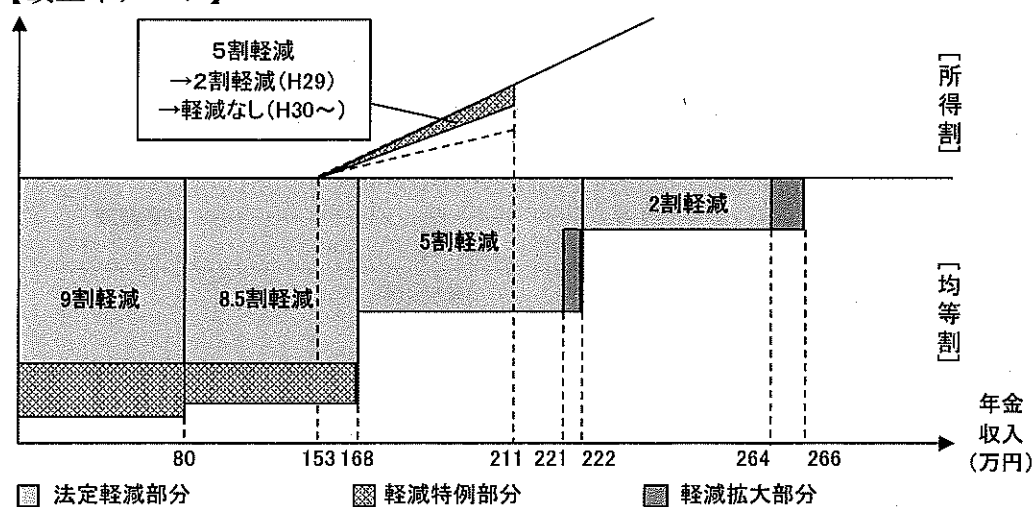
高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）の一部改正による被保険者均等割額の軽減判定に用いる所得基準額の引上げに伴い、これと同様の改正をするほか、国の保険料軽減特例の見直しに伴い、所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置について所要の改正をするもの。

2 改正内容

(1) 被保険者均等割額の軽減判定に用いる所得基準額の引上げ

区 分	現 行	改正後
5 割軽減	33 万円 + 26 万 5,000 円 × 被保険者数	33 万円 + 27 万円 × 被保険者数
2 割軽減	33 万円 + 48 万円 × 被保険者数	33 万円 + 49 万円 × 被保険者数

【改正イメージ】



※年金収入額は、夫婦世帯における夫の年金収入の例（妻の年金収入 80 万円以下の場合）。

※軽減判定所得は「年金収入－公的年金控除－150,000 円」で算定。

年金収入 266 万円の軽減判定所得は 266 万円－120 万円－15 万円＝131 万円で、夫婦世帯の軽減限度（33 万円＋49 万円×2 人＝131 万円）である。

(2) 保険料軽減措置

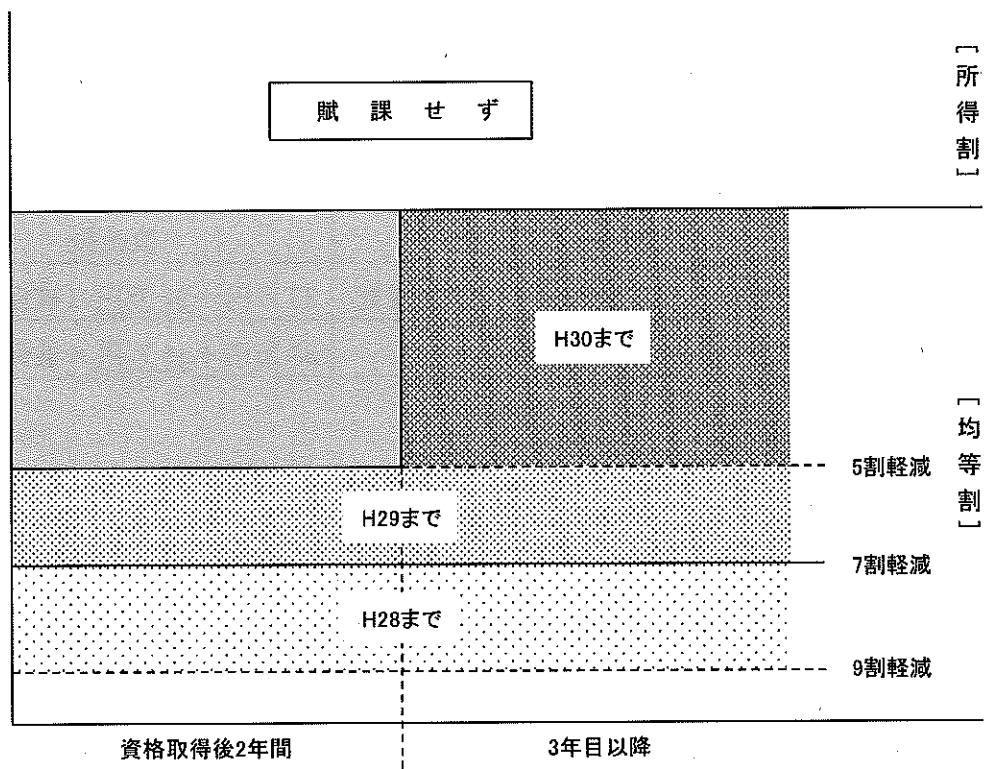
ア 低所得者に対する所得割額

現 行	改正後	
	平成 29 年度	平成 30 年度以降
5 割軽減	2 割軽減	軽減なし

イ 被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割額

現 行	改正後		
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度以降
9 割軽減	7 割軽減	5 割軽減	資格取得後 2 年間のみ 5 割軽減

【改正イメージ】



3 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

(参考資料)

後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正
(趣旨) 第1条 広域連合が行う後期高齢者医療については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 (保険料の所得割額) 第6条 前条に規定する所得割額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文及び次条から第10条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第11条に規定する賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。)第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。	(趣旨) 第1条 同左 (保険料の所得割額) 第6条 前条に規定する所得割額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文及び次条から第10条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第11条に規定する賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。)第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものと

(1)及び(2) (略)

2から4まで (略)

(保険料の賦課総額)

第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第15条から第16条までに規定する基準に従い、第5条から第11条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1)から(3)まで (略)

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1)及び(1)の2 (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に26万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に

する。

(1)及び(2) (略)

2から4まで (略)

(保険料の賦課総額)

第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い、第5条から第11条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1)から(3)まで (略)

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 同左

(1)及び(1)の2 (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に27万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分

10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に48万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者(第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。) 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2及び3 (略)

第15条の2 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第16条 被扶養者であった被保険者(第15条第1項第1号から第2号までの規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号の規定のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて

の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に49万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者(第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。) 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2及び3 (略)

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第16条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号から第2号までの規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号の規定のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて

得た額を控除した額とする。

2 (略)

附 則

(平成20年度から平成25年度までの間における
保険料の算定の特例)

第2条 平成20年度から平成25年度までの間に
おける保険料の算定について、第8条の規定の
適用については、同条中「全区域」とあるのは
「全区域(附則別表に定める市町村を除く。)」
と、第13条第1項第1号イの規定の適用につい
ては、同号イ中「収入」とあるのは「収入(法
附則第14条第2項の規定による繰入金を除
く。)」と読み替えるものとする。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特
例)

第3条 (略)

(普通徴収の保険料賦課の特例についての読
替)

第4条 平成20年度において、普通徴収の保険料
の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後
の総所得金額が確定しないため当該年度分の
保険料の額を確定することができない場合に
おいては、第21条の規定を準用する。この場合
において、同条中「前年度の保険料の額」とあ
るのは「平成20年度の保険料の見込額」と読み
替えるものとする。

(法附則第14条第1項の市町村に係る保険料の
賦課の特例)

第5条 法附則第14条第1項に規定する条例で
定める期間は、6年とする。

第6条 広域連合が法附則第14条第1項に規定
する厚生労働大臣が定める基準に該当する市
町村として附則別表に定める市町村(以下この

得た額を控除した額とする。

2 (略)

附 則

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特
例)

第2条 (略)

条において「特定市町村」という。) の第22条各号に該当する被保険者(以下この条において「特定市町村区域内被保険者」という。) に対して課する保険料の賦課額は、第5条から第10条までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 当該保険料の賦課額は、特定市町村区域内被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

(2) 前号に規定する所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に特定市町村所得割率を乗じて得た額とする。

(3) 前号に規定する特定市町村所得割率は、地域の実情その他の事情を勘案して省令附則第22条で定める方法により算定した率とする。ただし、所得割率に、当該特定市町村に係る給付費比率に1から給付費比率を控除した率に経過的調整率を乗じて得た率を加えた率を乗じて得た率を下回らないものとする。

(4) 前号に規定する給付費比率は、被保険者1人当たりの法第93条第1項に規定する療養の給付等に要する費用の額(以下この号において「療養の給付等に要する費用の額」という。) に対する特定市町村区域内被保険者1人当たりの療養の給付等に要する費用の額の割合に相当するものとして法附則第14条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準との整合性に配慮して省令附則第23条で定めるところにより算定した率とする。

(5) 第3号に規定する経過的調整率は、次のア

からウまでに掲げる年度の区分に応じ、当該
アからウまでに定める率とする。

ア 平成20年度及び平成21年度 6分の3

イ 平成22年度及び平成23年度 6分の4

ウ 平成24年度及び平成25年度 6分の5

- (6) 第1号に規定する被保険者均等割額は、地
域の実情その他の事情を勘案して省令附則
第24条で定める方法により算定した額とす
る。ただし、第5条に規定する被保険者均等
割額に、当該特定市町村に係る第3号に規定
する給付費比率に1から給付費比率を控除
した率に前号アからウまでに掲げる区分に
応じ、同号アからウまでに定める第3号に規
定する経過的調整率を乗じて得た率を加え
た率を乗じて得た額を下回らないものとす
る。

- (7) 平成24年度及び平成25年度の特定市町村
区域内被保険者に対して課する保険料の所
得割率及び被保険者均等割額は附則別表に
定める値とする。

- (8) 第1号に規定する賦課額は、55万円を超え
ることができない。

(平成20年度及び平成21年度における保険料の
賦課総額の算定の特例)

第7条 平成20年度及び平成21年度における保
険料の賦課総額の算定について、第13条の規定
の適用については、同条中「第15条から第16
条まで」とあるのは「第15条から第16条まで又
は附則第8条若しくは附則第10条から附則第
13条まで」と読み替えるものとする。

(平成20年度における被扶養者であった被保険
者に係る保険料の賦課の特例)

第8条 平成20年度における被扶養者であった
被保険者に対して賦課する被保険者均等割額

は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成20年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得し、又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に、6から平成20年10月から平成21年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被扶養者であった被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であった被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。)を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、0円とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例)

第9条 平成20年度における市町村が徴収すべき被扶養者であった被保険者に係る保険料の額について、第23条の規定の適用については、同条第1項中「属する月」とあるのは「属する月(当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。)」と、同条第3項中「算定は、徴収対象被保険者」とあるのは「算定は、平成20年10月から徴収対象被保険者」と、「ときは、その」とあるのは「ときは、平成20年10月からその」と読み替えるものとする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第10条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)

第11条 平成20年度において、第15条第1項第1号に規定する被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)に対して賦課する被保険者均等割額は、同号及び同条第3項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額)に3を乗じて得た額とする。

(平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第12条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第14条の規定により月割をもって算定した額とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第13条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同条中「10分の7」とあるのは、「20分の17」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)

第14条 当分の間、平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条から第16条まで」とあるのは、「第15条から第16条まで又は附則第15条若しくは附則第16条」と読み替えるものとする。

(平成22年度以降の各年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第15条 当分の間、平成22年度以降の各年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（第15条第1項第1号から第2号までの規定による減額がされない被保険者に限る。）について、

(平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成28年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い、平成29年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条、第7条若しくは第8条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」と読み替えるものとする。

法第52条各号の規定のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」と読み替えるものとする。

(平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第16条 当分の間、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第4条 当分の間、平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成28年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第5条 平成28年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第6条 平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号までの規定による減額がされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号の規定のいずれ

かに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」と読み替えるものとする。

(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第7条 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成29年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第8条 平成29年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号までの規定による減額がされない被保険者に限る。）」について、法第52条各号の規定のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者」とあるのは「被保険者（前条第1項第1号及び第1号の2の規定による減額がされない被保険者に限る。）」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」と読み替えるものとする。

(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第9条 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又

は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、
「平成30年度においては第15条若しくは第16
条又は附則第4条若しくは第10条に規定する
基準に従い、平成31年度においては第15条若し
くは第16条又は附則第4条に規定する基準に
従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あ
つては、それぞれ」と読み替えるものとする。
（平成30年度における被扶養者であった被保険
者に係る保険料の賦課の特例）

第10条 平成30年度における被扶養者であった
被保険者に係る保険料の減額について第16条
の規定を適用する場合においては、同条第1項
中「限る。」について、法第52条各号の規定の
いずれかに該当するに至った日の属する月以
後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶
養者であった被保険者」とあるのは、「限る。）」
と読み替えるものとする。

附則別表（附則第2条、第6条関係）

市町村名	所得割率及び被保険者均等割額	
新城市	所得割率	0.0823
	被保険者均等割額	41,836円
飛島村	所得割率	0.0820
	被保険者均等割額	41,710円
東栄町	所得割率	0.0816
	被保険者均等割額	41,521円
設楽町	所得割率	0.0806
	被保険者均等割額	40,968円
豊根村	所得割率	0.0799
	被保険者均等割額	40,635円

（附則）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（第15条の規定を除く。）の規定は平成28年度以後の年度分の保険料につ

いて適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとし、改正後の条例第15条の規定は平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとする。

(関連資料)

制度見直しのうち条例改正によらないもの

1 高額療養費制度の見直し（法第 84 条、施行令第 15 条関係）

(1) 制度概要

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払った後、月ごとの被保険者の所得に応じて設定された自己負担限度額を超える部分について、事後的に医療保険者から償還払い（※）される制度である。

（※） 入院の場合や同一医療機関での外来の場合、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みが導入されている。

(2) 見直し内容

① 第一段階（平成 29 年 8 月施行分）

現役並み所得者の外来療養に係る算定基準額について、現行の 44,400 円から 57,600 円に引き上げる。

一般所得者に係る算定基準額について、現行の 12,000 円から 14,000 円に引き上げるとともに、新たに、自己負担額の年間（前年 8 月 1 日から 7 月 31 日までの間）の合計額に対して 144,000 円の算定基準額を設ける。また、入院療養に係る算定基準額について、現行の 44,400 円から 57,600 円に引き上げるとともに、新たに、多数回該当 44,400 円の算定基準額を設ける。

現 行			第一段階 平成29年8月～30年7月		
区分	外来 (個人)	限度額 (世帯)※1	区分	外来 (個人)	限度額 (世帯)※1
現役並み (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円+1% (44,400円)※4	現役並み (課税所得145万円以上)	57,600円	80,100円+1% (44,400円)※4
一般 (課税所得145万円未満)※2	12,000円	44,400円	一般 (課税所得145万円未満)※2	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 (44,400円)※4
住民税非課税		24,600円	住民税非課税		24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)※3	8,000円	15,000円	住民税非課税 (所得が一定以下)※3	8,000円	15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者

※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合を含む

※3 世帯全員の各種所得(公的年金は控除額を80万円で計算)が0円の方等

※4 年4回以上利用する場合の4回目以降の上限

② 第二段階（平成 30 年 8 月施行）

現役並み所得者の外来療養に係る高額療養費の算定基準を廃止した上で、所得区分を細分化し、各区分の算定基準額を設定する。

一般所得者の外来療養に係る算定基準額を、14,000 円から 18,000 円に引き上げる。

第二段階 平成30年8月～		
区分(平成30年8月～)	外来 (個人)	限度額 (世帯)※1
課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)※4	
課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)※4	
課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)※4	
一般 (課税所得145万円未満)※2	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 (44,400円)※4
住民税非課税		24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)※3	8,000円	15,000円

第一段階

2 入院時生活療養費制度の見直し(法第75条、平成19年厚労省告示第395号関係)

(1) 制度概要

長期にわたり療養を必要とする医療療養病床に入院した時にかかる入院時生活療養費である。

(2) 見直し内容

医療と介護及び入院と在宅療養の負担の公平化を図る観点から、居住費に係る部分について、光熱水費相当額の負担を求める。

現行		平成29年10月～30年3月	
医療療養病床区分	負担額	医療療養病床区分	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	320円/日	医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	370円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の高い者)	0円/日	医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の高い者)	200円/日
難病患者	0円/日	難病患者	0円/日

平成30年4月以降は難病患者を除く全ての病床区分において、一律370円/日となる。

3 高額介護合算療養費制度の見直し(法第85条、施行令第16条の3関係)

(1) 制度概要

高額介護合算療養費制度とは、世帯単位で医療保険と介護保険における1年間(8月1日～翌年7月31日)の自己負担の合算額が被保険者の所得に応じて設定された自己負担限度額より高額な場合に、さらに負担を軽減する制度である。

給付費は、医療保険者、介護保険者の双方が、自己負担額の比率に応じて按分して負担する。

(2) 見直し内容

現役並み所得者の外来療養に係る高額療養費の算定基準を廃止した上で、所得区分を細分化し、各区分の算定基準額を設定する。ただし、一般所得者の介護合算算定基準額については据え置く。

なお、見直し後の介護合算算定基準額については、平成30年8月1日から平成31年7月31日までの間の療養分から適用する。

現行		平成30年8月から	
区分	限度額	区分	限度額
現役並み (課税所得145万円以上)	67万円	課税所得690万円以上	212万円
		課税所得380万円以上	141万円
		課税所得145万円以上	67万円

平成28年度一般会計補正予算（第2号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
1,323,437	165,779	1,489,216

2 総括表 (千円)

	款	項	目	補正額	説 明	備考
歳 入	1 分担金及び負担金	1 負担金	1 市町村負担金	△26, 219	①事務費負担金	歳入④による減額
	2 国庫支出金	1 国庫補助金	2 民生費補助金	14, 083	②後期高齢者医療制度事業費補助金	歳出⑤、⑥、⑦に充当
				151, 696	③調整交付金	歳出⑤に充当
				小計	165, 779	
	5 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	26, 219	④前年度繰越金	歳入①への補填
	歳 入 計			165, 779		
歳 出	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	160, 125	⑤一般管理費	財源は歳入②、③
	3 民生費	1 社会福祉費	1 老人福祉費	1, 118	⑥資格賦課管理費	財源は歳入②
				4, 536	⑦給付管理費	財源は歳入②
				小計	5, 654	
	歳 出 計			165, 779		

3 歳入予算説明

①事務費負担金

(款) 1 分担金及び負担金 (項) 1 負担金 (目) 1 市町村負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
1, 250, 448	△26, 219	事務費負担金	事務費負担金

平成 27 年度決算における剰余金残額(歳入「④前年度繰越金」)を本年度の市町村の事務費負担金へ補填することにより減額。

②後期高齢者医療制度事業費補助金、③調整交付金

(款) 2 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金 (目) 2 民生費補助金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
32, 895	165, 779	老人福祉費補助金	後期高齢者医療制度事業費補助金 14, 083 調整交付金 151, 696

「②後期高齢者医療制度事業費補助金」は、2 市町が実施する高齢者の低栄養防止・重症化予防の推進事業、2 市が実施する保険料収納対策に要する経費並びに 20 市町村が実施する歯科健康診査に要する経費について、国から補助金が交付されるため予算措置するもので、歳出「⑤一般管理費」、歳出「⑥資格賦課管理費」、歳出「⑦給付管理費」に充当。

「③調整交付金」は、23 市町村が実施する長寿健康増進事業に要する経費について、国から特別調整交付金が交付されるため予算措置するもので、歳出「⑤一般管理費」に充当。

④前年度繰越金

(款) 5 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
39, 837	26, 219	前年度繰越金	前年度繰越金

平成 27 年度決算における剰余金残額を予算措置するもので、歳入「①事務費負担金」に補填。

※平成 27 年度決算剰余金 66, 056 千円－予算現額 39, 837 千円＝26, 219 千円

4 歳出予算説明

⑤一般管理費

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
725, 476	160, 125	負担金、補助及び交付金	一般管理費

「⑤一般管理費」は、23 市町村が実施する長寿健康増進事業に要する経費 151, 696 千円について、歳入「③調整交付金」を財源として、必要額を予算措置するもの。

加えて、2 市町が実施する高齢者の低栄養防止・重症化予防の推進事業に要する経費 8, 429 千円について、歳入「②後期高齢者医療制度事業費補助金」を財源として、必要額を予算措置するもの。

⑥資格賦課管理費、⑦給付管理費

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 老人福祉費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説 明
592, 711	5, 654	負担金、補助及び交付金	資格賦課管理費 1, 118 給付管理費 4, 536

「⑥資格賦課管理費」は、2 市が実施する保険料収納対策に要する経費、「⑦給付管理費」は、20 市町村が実施する歯科健康診査に要する経費について、歳入「②後期高齢者医療制度事業費補助金」を財源として、必要額を予算措置するもの。

平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
787,016,092	3,896,868	790,912,960

2 総括表 (千円)

	款	項	目	補正額	説明	備考
歳入	8 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	3,896,868	①前年度繰越金	歳出②に 充当
	歳入計			3,896,868		
歳出	7 予備費	1 予備費	1 予備費	3,896,868	②予備費	財源は 歳入①
	歳出計			3,896,868		

3 歳入予算説明

① 前年度繰越金

(款) 8 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
24,002,365	3,896,868	前年度繰越金	前年度繰越金

平成27年度決算における剰余金残額を予算措置するもの。

※平成27年度決算剰余金 27,899,233 千円－予算現額 24,002,365 千円

＝3,896,868 千円

4 歳出予算説明

② 予備費

(款) 7 予備費 (項) 1 予備費 (目) 1 予備費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
5,792,198	3,896,868	予備費	予備費

歳入「①前年度繰越金」を予備費に計上するもの。

平成29年度予算の概要について

1 予算編成方針

当広域連合は独自の財源を持たず、保険料を含む構成市町村からの負担金、国や県からの支出金及び現役世代からの支援分である支払基金交付金などを財源として事業を行うものであり、常に計画的かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。

こうしたことから、歳入については、国県支出金、市町村負担金等を的確に見込むこと、歳出については、事業効果を的確に把握し、最小の経費で最大の効果を挙げることを基本として予算編成に当たっております。

2 会計別予算額

平成29年度当初予算（案）としては、一般会計は、市町村からの負担金や国の補助金等を歳入とし、職員人件費を始めとする事務局運営経費及び給付管理業務を始め後期高齢者医療制度の実施に要する事務的経費等を歳出として計上しております。

また、後期高齢者医療特別会計は、市町村が被保険者から徴収する保険料を含む市町村負担金、国の負担金・補助金、県の負担金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等を歳入とし、保険給付費、保健事業費等を歳出として計上しております。

予算規模は、一般会計が1,411,415千円で前年度当初予算1,316,600千円に対して94,815千円の増加、前年度比では107.20%となり、後期高齢者医療特別会計は807,890,112千円で前年度当初予算772,348,386千円に対して35,541,726千円の増加、前年度比104.60%となります。

会 計 名	平成29年度当初（案）	平成28年度当初	前年度比
	千円	千円	%
一 般 会 計	1,411,415	1,316,600	107.20
後期高齢者医療特別会計	807,890,112	772,348,386	104.60
合 計	809,301,527	773,664,986	104.61

(1) 一般会計

歳入の主なものは、市町村の事務費負担金である分担金及び負担金 1,333,490 千円、後期高齢者医療制度事業費補助金等の国庫支出金 47,912 千円です。

また、歳出の主なものは、一般管理費、電算システム維持管理費等の総務費 723,886 千円、給付管理費等の民生費 682,504 千円です。

○歳入

区 分	平成 29 年度当初(案)		平成 28 年度当初		比 較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 分担金及び負担金	1,333,490	94.48	1,250,448	94.98	83,042	106.64	市町村負担金
2 国庫支出金	47,912	3.39	33,119	2.51	14,793	144.67	制度事業費補助金・調整交付金
3 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100	
4 繰入金	1	0.00	1	0.00	0	100	
5 繰越金	30,000	2.13	33,000	2.51	△3,000	90.91	
6 諸収入	11	0.00	31	0.00	△20	35.48	預金利子
合 計	1,411,415	100	1,316,600	100	94,815	107.20	

1 分担金及び負担金

予算額は 1,333,490 千円で、広域連合構成市町村からの事務費負担金です。前年度と比較し 83,042 千円の増となっております。

2 国庫支出金

予算額は 47,912 千円で、後期高齢者医療制度事業費補助金及び調整交付金です。前年度と比較し 14,793 千円の増となっております。

3 寄附金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

4 繰入金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

5 繰越金

予算額は 30,000 千円で、平成 28 年度決算剰余金見込を計上するものです。前年度と比較し 3,000 千円の減となっております。

6 諸収入

予算額は 11 千円で、資金の運用利子等です。前年度と比較し 20 千円の減となっております。

○歳出

区 分	平成 29 年度当初(案)		平成 28 年度当初		比 較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 議会費	4,024	0.28	3,976	0.30	48	101.21	議会事務費
2 総務費	723,886	51.29	725,749	55.12	△1,863	99.74	一般管理費・電算システム維持管理費
3 民生費	682,504	48.36	585,874	44.50	96,630	116.49	給付管理費
4 公債費	1	0.00	1	0.00	0	100	
5 予備費	1,000	0.07	1,000	0.08	0	100	
合 計	1,411,415	100	1,316,600	100	94,815	107.20	

1 議会費

予算額は 4,024 千円で、主なものは、議員報酬、議会会場の借上料です。前年度と比較し 48 千円の増となっております。

2 総務費

予算額は 723,886 千円で、主なものは、派遣職員人件費負担金及び電算システム運用保守委託料です。前年度と比較し 1,863 千円の減となっております。

3 民生費

予算額は 682,504 千円で、主なものは、給付管理事務委託料及び支給決定通知等を送付するための通信運搬費です。前年度と比較し 96,630 千円の増となっております。増となる主な理由は、診療報酬明細書及び療養費支給申請書の点検強化を図ることとしたこと、並びに被保険者数の増加等により通信運搬費が増加したことによるものです。

4 公債費

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

5 予備費

予算額は 1,000 千円としており、前年度と同額となっております。

(2) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは、国庫支出金 245,439,883 千円、現役世代からの支援分である支払基金交付金 337,034,162 千円です。

また、歳出の主なものは、保険給付費 804,431,442 千円です。

○歳入

区 分	平成 29 年度当初 (案)		平成 28 年度当初		比 較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 市町村支出金	153,135,775	18.95	144,643,156	18.73	8,492,619	105.87	保険料等負担金・療養給付費負担金
2 国庫支出金	245,439,883	30.38	233,806,640	30.27	11,633,243	104.98	療養給付費負担金・調整交付金 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
3 県支出金	65,415,962	8.10	61,884,395	8.01	3,531,567	105.71	療養給付費負担金
4 支払基金交付金	337,034,162	41.72	320,970,259	41.56	16,063,903	105.00	後期高齢者交付金
5 特別高額医療費共同事業交付金	251,764	0.03	213,522	0.03	38,242	117.91	
6 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100	
7 繰入金	3,042	0.00	2,852	0.00	190	106.66	一般会計繰入金
8 繰越金	5,792,199	0.72	10,000,000	1.29	△4,207,801	57.92	
9 県財政安定化基金借入金	1	0.00	1	0.00	0	100	
10 諸収入	817,323	0.10	827,560	0.11	△10,237	98.76	第三者納付金
歳入合計	807,890,112	100	772,348,386	100	35,541,726	104.60	

1 市町村支出金

予算額は 153,135,775 千円で、市町村が被保険者から徴収する保険料及び療養給付費等の法定負担金です。前年度と比較し 8,492,619 千円の増となっております。

2 国庫支出金

予算額は 245,439,883 千円で、主なものは、療養給付費等の法定負担金、調整交付金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金です。前年度と比較し 11,633,243 千円の増となっております。

3 県支出金

予算額は 65,415,962 千円で、療養給付費等の法定負担金です。前年度と比較し 3,531,567 千円の増となっております。

4 支払基金交付金

予算額は 337,034,162 千円で、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金です。前年度と比較し 16,063,903 千円の増となっております。

5 特別高額医療費共同事業交付金

予算額は 251,764 千円で、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費について国保中央会から交付される交付金です。前年度と比較し 38,242 千円の増となっております。

6 寄附金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

7 繰入金

予算額は 3,042 千円で、還付加算金等を一般会計から繰り入れるものです。前年度と比較し 190 千円の増となっております。

8 繰越金

予算額は 5,792,199 千円で、平成 28 年度決算剰余金見込を計上するものです。前年度と比較し 4,207,801 千円の減となっております。

9 県財政安定化基金借入金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

10 諸収入

予算額は 817,323 千円で、主なものは、傷病の理由が交通事故等第三者行為による第三者からの納付金です。前年度と比較し 10,237 千円の減となっております。

○歳出

区 分	平成 29 年度当初(案)		平成 28 年度当初		比 較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 保険給付費	804,431,442	99.57	763,396,773	98.84	41,034,669	105.38	療養給付費・高額療養費
2 県財政安定化基金拠出金	30,330	0.01	30,330	0.01	0	100	
3 特別高額医療費共同事業拠出金	252,196	0.03	213,954	0.03	38,242	117.87	
4 保健事業費	3,042,121	0.38	2,800,329	0.36	241,792	108.63	健康診査費
5 公債費	21,410	0.00	20,380	0.00	1,030	105.05	一時借入金利子
6 諸支出金	112,612	0.01	94,422	0.01	18,190	119.26	保険料還付金
7 予備費	1	0.00	5,792,198	0.75	△5,792,197	0.00	
歳出合計	807,890,112	100	772,348,386	100	35,541,726	104.60	

1 保険給付費

予算額は 804,431,442 千円で、主なものは、療養給付費、高額療養費です。前年度と比較し 41,034,669 千円の増となる主な理由は、被保険者数及び一人当たり医療費が増加したためです。

なお、平成 29 年度は、制度見直しの影響を見込んだ額で計上しております。

(内訳)

区 分	平成 29 年度当初(案)	平成 28 年度当初	前年度比
	千円	千円	%
療養給付費	756,096,655	718,680,600	105.21
訪問看護療養費	7,036,769	6,056,209	116.19
特別療養費	1	1	100
移送費	100	100	100
高額療養費	36,501,728	34,155,683	106.87
高額介護合算療養費	893,780	791,800	112.88
審査支払手数料	1,315,809	1,229,580	107.01
葬祭費	2,586,600	2,482,800	104.18
合 計	804,431,442	763,396,773	105.38

2 県財政安定化基金拠出金

予算額は 30,330 千円で、県が設置する財政安定化基金へ拠出するものです。前年度と同額となっております。

3 特別高額医療費共同事業拠出金

予算額は252,196千円で、レセプト1件当たり400万円を超える医療費については、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業の対象となっており、この事業に必要な額を拠出するものです。前年度と比較し38,242千円の増となっております。

4 保健事業費

予算額は3,042,121千円で、保健事業として健診事業を市町村に委託実施しており、その委託料を市町村に支払うものです。前年度と比較し241,792千円の増となる主な理由は、受診者数の増加によるものです。

5 公債費

予算額は21,410千円で、一時借入金に対する利子です。前年度と比較し1,030千円の増となっております。

6 諸支出金

予算額は112,612千円で、主なものは、保険料還付金及び還付加算金です。前年度と比較し18,190千円の増となっております。

7 予備費

予算額は1千円としており、前年度と比較し5,792,197千円の減となっております。減となる理由は、医療給付費が毎年増加する一方で、保険料率については財政運営期間である2年間は同率としていることから、初年度に歳入超過分が発生する仕組みとなっており、2年目に当たる平成29年度は歳入超過分が発生しないことによるものです。

第 3 次広域計画の策定について

1 概要

- (1) 広域計画は、広域連合及び構成市町村が相互に連携して事務を安定的かつ円滑に処理するために定める広域にわたる総合的な計画であり、地方自治法において、広域連合が広域連合議会の議決を経て広域計画を作成し、広域連合及び構成市町村は広域計画に基づいて事務を処理するようにしなければならないとされているところ、第 2 次広域計画の計画期間が平成 28 年度をもって満了することに伴い、第 3 次広域計画を策定する。
- (2) 第 3 次広域計画においては、より一層事務の安定的かつ円滑な処理に資する計画とするため、新たに「現状と課題」及び「基本方針」を加えるとともに、「基本方針」に沿って事務内容を整理する。

2 制定内容

(1) 広域計画の趣旨

後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営するため、広域連合と構成市町村の役割を定める。

(2) 広域計画の項目

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 20 日愛知県知事許可）の定める項目について記載する。

(3) 現状と課題

ア 現状

- (i) 被保険者数、医療費及び保険料率の増加
- (ii) 国の社会保障制度改革及び社会保障・税番号制度の実施

イ 課題

- (i) 被保険者資格の適正な管理、適切な保険料の設定・賦課徴収、適切な医療給付の実施、保健事業及び医療費適正化等推進事業の効果的な実施
- (ii) 国の動向の注視、実効性のある広報広聴活動、個人情報の厳格な管理

(4) 基本方針

ア 資格の適正な管理

イ 適切な保険料の設定・賦課徴収

- ウ 適切な医療給付の実施
 - エ 保健事業の推進
 - √オ 医療費の適正化
 - カ 広報広聴活動の充実
 - キ 個人情報の適正な管理及び利用
- (5) 広域連合及び構成市町村が行う事務
- 前記(4)に掲げる項目ごとに広域連合及び構成市町村が行う事務を定める。
- (6) 広域計画の期間及び改定
- 平成 29 年度から平成 33 年度まで（5 年間）

(参考資料)

広域計画比較表

第2次広域計画	第3次広域計画
<u>第2次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画</u>	<u>第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画</u>
第1 広域計画の趣旨 愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画(以下「広域計画」という。)は、地方自治法第291条の7に基づき、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営するため、愛知県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)と広域連合を組織する愛知県内のすべての市町村(以下「構成市町村」という。)が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務について、それぞれの役割を定めるものである。 第2次広域計画は、第1次広域計画の実施結果を踏まえ、広域連合と構成市町村が引き続き連携して、後期高齢者医療制度を安定的かつ円滑に実施するために策定するものである。	第1 広域計画の趣旨 愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画(以下「広域計画」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の7に基づき、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営するため、愛知県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)と広域連合を組織する愛知県内のすべての市町村(以下「構成市町村」という。)が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務について、それぞれの役割を定めるものである。 第3次広域計画は、第1次及び第2次の広域計画の実施結果を踏まえ、広域連合と構成市町村が引き続き連携して後期高齢者医療制度を安定的かつ円滑に実施するために、新たに事務運営の基本方針を加えて策定するものである。
第2 広域計画の項目 広域計画は、愛知県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月20日愛知県知事許可)第5条(広域計画の項目)の規定に基づき、次の項目について記載する。 1 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。 2 広域計画の期間及び改定に関すること。	第2 広域計画の項目 同左 第3 現状と課題

愛知県の後期高齢者医療の被保険者数は、後期高齢者医療制度の発足当初の平成20年4月末は61万4,014人であったが、平成28年3月末では84万979人（平成28年12月末で86万8,125人）と年々増え続けている。

医療費については、平成20年度は4,880億7,985万7,705円（被保険者一人当たり78万2,402円）であったが、平成27年度は7,887億6,412万4,056円（被保険者一人当たり96万9円）と増加している。

保険料率は、平成20年度及び平成21年度は所得割率7.43%及び均等割額4万175円であったが、平成28年度及び平成29年度は所得割率9.54%及び均等割額4万6,984円となっている。

一方、国においては、後期高齢者医療制度を含む社会保障分野について、平成25年度に持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）が成立し、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を目指した国の社会保障制度改革が進められている。

この他、平成27年度には社会保障・税番号制度の導入により個人番号の利用が開始されたところである。

このように被保険者数、医療費及び保険料率が増加している状況においては、被保険者資格の適正な管理、適切な保険料の設定・賦課徴収及び適切な医療給付の実施に引き続き努めつつ、医療費の増加抑制のため、保健事業及び医療費適正化等推進事業を効果的に実施することにより、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図ることが求められる。

また、社会保障制度その他の関係制度の動向について、引き続き注視し、実効性のある広報広聴活動に努めるなど、適切に対応していく必要がある。

さらに、個人情報の取扱いについても、より厳格な管理が求められる。

第4 基本方針

広域連合及び構成市町村は、相互に連携して、より一層の事務の適正かつ円滑な執行及び健全な財政運営を目指し、次に掲げる方針に従って後期高齢者医療制度の運営を行う。

1 資格の適正な管理

被保険者の資格について、異動状況を確実に把握し、被保険者証の交付等を行う。

2 適切な保険料の設定・賦課徴収

適切な保険料率を設定し、計画的な賦課徴収により保険料の確保に努める。

3 適切な医療給付の実施

被保険者が適切な医療給付を受けられるよう、正確かつ迅速な審査等に努める。

4 保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進のため、被保険者や地域の特性を踏まえた効果的な保健事業の推進に努める。

5 医療費の適正化

将来にわたり安心して医療給付を受けられる医療保険制度の堅持と被保険者の適正受診の推進を図るため、医療費適正化等推進事業の実施に努める。

6 広報広聴活動の充実

被保険者等の意見を的確に把握し、被保険者等の後期高齢者医療制度への理解及び必要な情報の収集に資するよう、実効性のある

第3 広域連合及び構成市町村が行う事務

広域連合及び構成市町村は、後期高齢者医療制度の実施にあたり、連携して次の事務を行う。

区 分	広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務
1 被保険者の資格の管理に関する事務	資格の取得・喪失の確認並びに障害認定等を行い、被保険者証等の交付決定をするとともに、交付状況を管理する。 被保険者の資格情報を管理する。	資格に関する申請及び届出等の受付を行い、広域連合へ送付する。 被保険者証等の引渡し及び返還の受付等を行う。
2 医療給付に関する事務	療養の給付、高額療養費、葬祭費等の医療給付の審査・支給を行い、支給実績の管理等を行う。	医療給付に係る申請及び届出の受付等を行い、広域連合へ送付する。
3 保険料の賦課及び徴収に関する事務	所得情報や医療給付の状況等に基づき保険料率の決定を行い、保険料の賦	保険料の賦課決定に要する所得情報を広域連合に提供する。 保険料に関する

広報広聴活動に努める。

7 個人情報の適正な管理及び利用

個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報の厳格な管理及び適正な利用を行う。

第5 広域連合及び構成市町村が行う事務

広域連合及び構成市町村は、後期高齢者医療制度の実施に当たり、別表に掲げる事務を連携して行う。

	に、交付状況を管理する。 被保険者の資格情報を管理する。	の引渡し及び返還の受付等を行う。
2 保険料の確保に関する事務	所得情報や医療給付の状況等に基づき保険料率の決定を行い、保険料の賦課、減免等を行う。	保険料の賦課決定に要する所得情報を広域連合に提供する。 保険料に関する申請の受付等を行い、広域連合へ送付する。 保険料の徴収及び滞納整理を行い、広域連合へ納付する。
3 医療給付に関する事務	療養の給付、高額療養費、葬祭費等の医療給付の審査・支給を行い、支給実績の管理等を行う。	医療給付に係る申請及び届出の受付等を行い、広域連合へ送付する。
4 保健事業に関する事務	健康診査事業等の必要な事業を行う。	
5 医療費の適正化に関する事務	後発医薬品の利用促進、重複・頻回受診者への訪問指導事業等の必要な事業を行う。	
6 広報広聴活動に関する事務	後期高齢者医療制度に関するパンフレットの作成・配布等の必要な活動を行う。	

	7個人情報 の管理及 び利用に 関する事 務	情報セキュリティ対策等の必要 な措置を講じ、個人情報の管理及 び利用を行う。
--	---	---

